

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月 19日

大分県知事
広瀬 勝貞 殿



提出者

住 所 大分県佐伯市東浜1番6号
氏 名 興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
工場長 寺田 行宏



電話番号 0972-22-1050

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
事業場の所在地	大分県佐伯市東浜1番6号
計画期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16 化学工業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 101億円
③ 従業員数	194名(正社員 147名、常勤関係職員 47名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※ 別紙1 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) ※別紙2参照	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙3参照
	排出量 合計 8,843 t t
	(これまでに実施した取組) ・平成28年度は、設備改善の取り組みを大幅に進める事ができて、動植物性残さを前年より2,256t/年を削減できた。一方で汚泥は、生産量増加により発生量が670t/年増加した。その他の種類の産業廃棄物も併せると、全体で1,617t/年を削減でき、目標排出量の9,815t/年以下を達成できた。
② 計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙3参照
	排出量 合計 9,815 t t
	(今後実施する予定の取組) ・動植物性残さは、設備改善取り組みの成果を年間で維持し、発生量を抑制する。排水汚泥については、余剰汚泥抑制対策を引き続き検討し発生量を抑制する。
産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず、廃油、紙くずなど有価物を分別管理している。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】 ※別紙4 参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	8,843 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	721 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・設備改善の取り組みで動植物性残さを前年より2,256t削減できたことから、全体で前年度より1,617t排出量を削減できた。 また、目標排出量の9,815tを下回ることができた。		

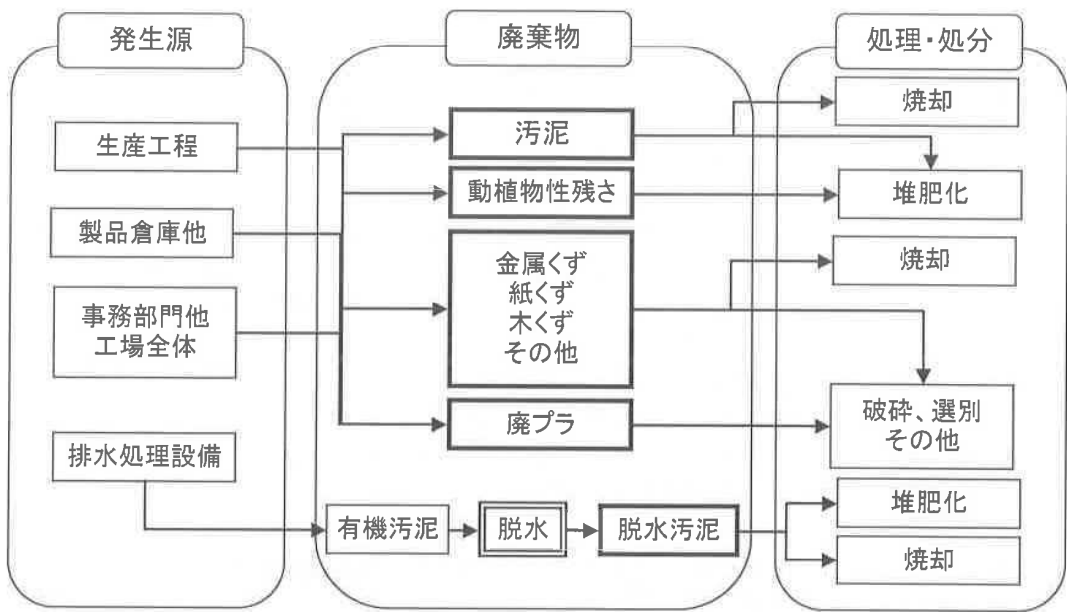
② 計画	【目標】 (平成29年度計画) *別紙4参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	9,815 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	819 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、再生利用や熱回収などを進めるため、優良処理業者との取り組みを継続的に検討し、可能なものから実施する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

(第 1 面) 関係 : ④産業廃棄物の一連の処理工程



※処理・処分については全て委託処理

別紙2

(第2面) 関係：産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)

統括責任者	所 属 : 佐伯工場	職 : 工場長
廃棄物担当	組織名 : 環境安全管理室	職 : 室長
	組織人数 : 2人	
役 割	工場環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長=工場長 ・委員=関連部長及び課長 ・事務局=環境安全管理室
	廃棄物処理統括責任者	廃棄物処理方針の策定 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物担当	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 監督官庁への各種報告 社員、関連会社に対する教育・啓発 その他関係する事項

廃棄物管理組織

